

議題提案票（2016年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	特許法によるコンピュータプログラム自体の保護			
重要度	◎	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>コンピュータ関連発明審査基準2. 2. 1によれば、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムについては特許法の保護対象とされていますが、コンピュータプログラム自体は特許法における保護対象となっておりません。</p> <p>しかし、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムのみを保護対象とし、コンピュータプログラム自体を保護対象としないことにより、以下のような不都合が生じます。</p> <p>例えば、特殊撮影を行う技術についての特許権がある場合に、権利者以外がその特殊撮影機能を持ったカメラを製造や販売すると特許権の侵害になりますが、スマートフォンで動作する特殊撮影用アプリケーションプログラムをダウンロード方式で提供するだけでは侵害には相当しません。</p> <p>スマートフォン用のプログラムはそのほとんどがダウンロード方式で提供されるものであり、記憶媒体で提供されるケースは非常に少ないと思われます。</p> <p>一方で、スマートフォンの記憶領域に固定された時点で、記録媒体型の特許権の侵害になることは考えられますが、それが個人ユーザの行為である場合、やはり侵害を問うことはできません。</p> <p>これらの傾向はクラウドシステムの発展している今日においてはスマートフォンに限られるものではありません。通常のコンピュータ向けのプログラムもネットワーク経由での提供が一般的になってきています。</p> <p>当然ながら正当権利者のプログラムを元とした複製等でない限り、著作権侵害を問うことも困難です。</p>			
改善要望 (次善の改善提案も可)	<p>コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護のために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護の対象であることを特許法に明確に規定していただきたい。</p>			
備考 (日本又は他国の状況等)	<p>日本においては、「プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体」と共に「プログラム自体」が特許を受けることができる旨、特許法、審査基準等に規定されています。また台湾においても、2008年5月の審査基準の改正によりプログラム自体を特許の対象としています。また、英国においても2008年2月よりプログラム自体を特許の対象としております。</p> <p>2014.4.30 付で JIPA より大韓民国産業通商資源部宛で意見提出 http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_iken/14/140430_korea.pdf</p>			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間 拒絶決定に対する不服申立期間の長期化			
重要度	◎	新規／継続	継続	
現状／問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 韓国においては拒絶理由通知に対する応答の指定期間は通常2ヶ月間となっております。また、拒絶決定に対して審判、再審査などの不服申立を請求することのできる期間は30日間(期間延長が認められた場合はさらに2ヶ月間)とされております。例えば拒絶理由通知への応答指定期間は、日本では在外者の場合3ヶ月(延長3ヶ月)、米国3ヶ月(延長3ヶ月)、EPC4ヶ月(延長2ヶ月)、中国4ヶ月(延長2ヶ月)、台湾3ヶ月(延長3ヶ月)などのなっており、他国と比較すると、韓国の指定期間は短い期間となっております。国際調和の観点でも検討が必要であると思料致します。 2. また、指定期間を延長することは可能であります。延長のたびに延長申請の手続が必要とされることから、韓国特許庁に支払う延長料とそれよりはるかに高額な代理人手数料が必要となってしまいます。 3. 実際に、在外者の指定期間を延長する割合は非常に高いと伺っております。 4. さらに、韓国では最近補正案レビュー制度が開始され、多くの出願人による活用が見込まれると考えますが、補正案レビュー制度は拒絶理由通知の応答期限の1ヶ月前までに申請する必要があるため、在外者にとっては期限延長が実質的に必須となっております。 			
改善要望 (次善の改善提案も可)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 拒絶理由通知に対する応答の指定期間を3～4ヶ月間としていただきたい。 2. また、拒絶決定に対する不服申立(審判請求、再審査請求)の期間に付きましても、同様に長期化していただきたい。 3. 次善の案として、延長申請は、指定期間内だけでなく、指定期間経過後であっても延長可能期間内であれば応答と同時にできるようにしていただきたい。 			
備考 (日本又は他国の状況等)	<p>韓国特許庁は応答期間を長期化すると、導入を検討されている登録遅延による特許権存続期間延長制度への影響を懸念されていると承知しておりますが、同様の制度をすでに導入している米国でも、拒絶理由通知に対する応答期間は原則として3ヶ月間となっております。</p> <p>米国においては、延長申請は指定期間内にする必要はなく、指定期間経過後であっても延長可能期間内であれば可能となっており、1回の手続きで応答と延長申請をすることができます。さらに、特許法条約(PLT)においても同様の取り扱いとなっております。</p>			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	マルチのマルチクレームの認容			
重要度	△	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>現在、多重引用した他の従属項等を多重引用する従属項につきましては認められておりません。</p> <p>しかしながら、発明の多面的な保護の観点からこのような従属形式も認められるべきであると考えます。</p>			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	<p>マルチのマルチクレームの表現を認めていただけることを希望します。</p> <p>尚、本要望につきましては、多重引用した他の従属項の多重引用を認めた場合に、権利範囲の理解が困難になると共に、請求項の数に応じて計算される各種費用の計算が煩雑になることを韓国特許庁は心配されているとのことですが、同様のクレーム表現を認めている日本及び欧州において大きな問題が生じていないことを申し添えます。</p>			
備考 (日本又は他 国の状況等)	<p>日本及び欧州特許協力条約ではこのような従属形式のクレームの表現を認めております。</p>			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	外国語出願の認容			
重要度	◎	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>2015年1月1日施行の改正特許法第42の3及び産業通商資源部令に基づき英語による出願が可能となりました。私どもが長年望んできた事項であり、改正に感謝いたします。</p>			
改善要望 (次善の改善提案も可)	<p>産業通商資源部令で認容される外国語は英語のみですが、日本語についても認めて頂くことを希望いたします。</p> <p>日本でも、従来は外国語出願については英語のみを可能としてきましたが、特許法施行規則を改正し、2016年4月1日からは「英語その他の外国語」と、如何なる外国語での出願も可能となっています。</p>			
備考 (日本又は他国の状況等)	<p>日本特許法36条の2、特許法施行規則25条の4、特許法条約(Patent Law Treaty)第5条(2)(b)、米国37CFR1.52(d)、台湾特許法25条、タイ特許法に基づく省令第21号12条2項、インドネシア特許法30条2項</p>			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	特許権存続期間の延長			
重要度	◎	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>近年、医薬品の有効性・安全性の基準が厳格化され、医薬品の承認許可の基準が年々高くなっており、上市される新規医薬品の数は年々減少し、新薬の開発に膨大な時間と開発経費を投入したにもかかわらず特許権の存続期間延長の利益を享受できる医薬品開発候補物質は少なくなっています。また、製薬メーカーは、医療ニーズを満たし、患者の負担軽減のため、新規医薬品を更に種々の観点で改良した改良製剤や効能追加された価値ある医薬品を韓国の患者に提供すべくこれら医薬品の開発を行っています。そのような中、2013年4月に特許施行令第7条が改正され、特許法第89条における特許権の存続期間の延長の対象医薬品は、新物質の最初の品目許可を受けた医薬品に限定されています。</p> <p>例えば第2医薬用途や改良された医薬製剤を対象とする承認に対して、承認毎に実施出来なかった特許存続期間の延長が認められないとすると、十分な特許保護の恩恵を受けられないこととなります。また、より長い開発期間を要した第2医薬用途の特許保護が先に満了する事態が生じます。このことは医薬品の医薬開発費の投資や医薬品開発インセンティブそのものを失うことになり、この結果、優れた医薬品の提供を待ち望む韓国国民に当該医薬品が提供されないことになり、韓国国民の健康と福祉について不利益を被る恐れがあります。</p>			
改善要望 (次善の改善提案も可)	<p>特許権存続期間の延長について、医薬品の承認毎に行えるよう、一回限りという回数制限を無くしていただくよう、要望いたします。</p> <p>次善の案として、一回限りという回数制限を残す場合は、最初の承認で延長された特許権の効力が第2医薬用途等にも及ぶようにしていただくよう、要望いたします。</p>			
備考 (日本又は他国の状況等)	<p>日本では特許権存続期間の延長について、回数制限はありません。</p> <p>米国や欧州 SPC は、初回承認時だけ特許権の存続期間が延長できますが、物質特許の延長された特許権の効力は第2医薬用途にも及びます。</p>			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	グリーンリストの登載項			
重要度	○	新規／継続	新規	
現状／問題点	<p>2015年3月の薬事法改正前までは、グリーンリスト(医薬品特許目録)に特許を登録する際に、クレームを承認薬の範囲となるように狭く編集した「登載項」を登録することが求められていました。</p> <p>本来、特許権の効力は登録特許クレームの範囲に基づいて判断されるものですが(特許法94条、97条)、今後の侵害訴訟において、これまでに登録している狭く編集した「登載項」に基づき権利範囲を判断され、「登載項」を登録した特許権者が不測の不利益を被る可能性が考えられます。</p>			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	<p>2015年3月の薬事法改正前にグリーンリストに登載した特許について、登載項の記載にかかわらず、権利範囲は登録特許のクレームに基づいて決められることを薬事法などで明確に規定していただくことを要望します。</p>			
備考 (日本又は他 国の状況等)	<p>類似の米国オレンジブックには、特許番号や特許満了日等だけを登録しており、「登載項」の登録は求められません。</p>			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	医薬品許可特許連携制度(パテントリンケージ)の販売制限			
重要度	○	新規/継続	新規	
現状/問題点	<p>薬事法第 50 条の 6 において、「登載医薬品の安全性・有効性に関する資料を根拠として品目許可された同一の医薬品が既に存在する場合」、販売制限を許可しないとされています。</p> <p>しかしながら、このような規定があることによって、後発品を包含する特許権が存在するにもかかわらず、特許侵害の可能性が高い後発品の承認を認めてしまうおそれがあり、特許権者の保護に欠ける結果になることを危惧しています。</p> <p>たとえば、後発品会社が先発品会社(特許権者)からライセンスを受けて後発品を申請したり、あるいは独自の技術を用いて特許を迂回している後発品を申請した場合、当該後発品が承認されることは合理的であると考えます。一方、このような合理的なプロセスを経て承認された後発品の存在を理由に(=登載医薬品の安全性・有効性に関する資料を根拠として品目許可された同一の医薬品が既に存在する場合に該当)、上記合理的なプロセスを経ていない後発品まで承認してしまうことは、合理的な後発品へのタダ乗りを認めてしまうことになり、特許権者や合理的な後発品申請者の保護に欠けると言わざるを得ません。</p> <p>また、上記合理的なプロセスを経ていない後発品が市場に参入すると、後発品を包含する権利を有する特許権者との間で特許紛争が多発することを危惧します。</p>			
改善要望 (次善の改善提案も可)	<p>薬事法第 50 条の 6 の販売制限許可の例外から「登載医薬品の安全性・有効性に関する資料を根拠として品目許可された同一の医薬品が既に存在する場合」を削除することを要望いたします。</p>			
備考 (日本又は他国の状況等)				

議題提案票（2016年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	間接侵害規定の拡充			
重要度	○	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>現行特許法第127条では、特許権の侵害に使われる部品や材料を供給する予備的行為等を侵害とみなす行為に含めていますが、対象を専用部品(その生産にのみ使用する物、その方法の実施にのみ使用する物)に限定しています。そのため、「のみ」の要件が厳格に解釈されると、間接侵害規定による救済が難しくなります。</p>			
改善要望 (次善の改善提案も可)	<p>権利保護強化の観点から、悪意(特許発明であること及び侵害に用いられることを知りながら)で部品を供給する行為については、専用部品に限らず間接侵害と認定するよう成立範囲を拡大することを希望します。</p>			
備考 (日本又は他国の状況等)	<p>日本国特許法101条、ドイツ特許法10条、米国特許法271条(c)</p>			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	商標の指定商品の包括的な記載に関する改善			
重要度	○	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>【現状】 過去、インクジェットプリンター、レーザープリンター、サーマルプリンターなど、種類を列挙しなければ認められなかった指定商品が、「プリンター」の包括的記載表現が一部認められている。</p> <p>また、本体商品の「部品および付属品」にも、「プリンターおよびその付属品」のような包括表示を認めている指定商品も一部ある。</p> <p>【問題点】 特に認められたものを除き、「電子複写機並びにその部品および付属品」のような記載が認められておらず、関連する部品および付属品にかかる商標権を取得する場合には、使用予定の部品および付属品に該当する商品を列挙しなければならない。また、新たな部品および付属品に商標権の保護を求める場合には、その都度新規出願することになる。</p> <p>本体商品の部品および付属品に本体商品と同一／類似の商標を他人が付す行為は、消費者の混同を生じさせる蓋然性がある。限定列挙させる現行の運用は他人に権利取得できる余地を残すことになるため問題があると考えます。</p>			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	「本体商品並びにその部品およびその付属品」の記載を含む指定商品の包括的記載表現を広く認めることを希望する。			
備考 (日本又は他 国の状況等)	日本では、「電子応用機械器具およびその付属品」、「自動車並びにその部品及び付属品」等の記載表現を広く認めている。			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト		
	担当者			
	連絡先			
対象	韓国			
件名	特許庁ウェブサイトで提供されるデザイン・商標検索システムの改善			
重要度	△	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>【現状】 韓国特許庁では、韓国語の公報に一部英訳を記載しているため、デザイン・商標検索で英語検索が可能となっている。 また、デザイン図面からデザイン権を検索できる画像マッチング技術を採用した検索システムは、韓国特許庁から提供されていない。</p> <p>【問題】 英訳されている公報項目は、すべての公報に対して英訳記載が実現されていないため、デザインと商標のいずれも英語検索と韓国語検索で検索結果が異なる。 また、デザイン権に関しては、テキスト検索のみでは、対象が絞り込めず、膨大な検索結果をひとつひとつチェックする必要があり、非効率な作業が発生している。</p>			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	<p>サービス向上のため、英語検索と韓国語検索とで同じ結果が出せるようよう改善を要望する。 また、画像マッチング技術を採用したデザイン権の図面検索システムを採用していただき、効率的な調査ができるようにしていただきたい。</p>			
備考 (日本又は他 国の状況等)	<p>日本では、現在、操作画像の意匠権検索に特化した画像マッチング技術を採用した検索システムを、工業所有権情報・研修館のウェブサイトで無料提供している。 なお、商標の図形商標検索については、WIPOのウェブサイトから提供されているシステムが存在する。</p>			